

別紙様式 1

総務省法令適用事前確認手続（照会書）

平成 17 年 9 月 20 日

総 務 大 臣 殿

照会者名 ビー・ビー・サーブ株式会社代表取締役社長 国枝 信吾  
住所（法人等にあつては主たる事務所等の所在地）  
〒105-7306 東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング 10 階  
連絡先 非公開

総務省法令適用事前確認手続規則（平成 13 年 8 月 29 日総務省訓令第 197 号）  
第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

- 1 法令の名称及び条項  
電気通信役務利用放送法 第 3 条 第 1 項
- 2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実  
別紙 1
- 3 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠  
別紙 1
- 4 公表の延期の希望（希望する場合のみ）
  - (1) 理由
  - (2) 公表可能時期

## 2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

「携帯電話に対してIPプロトコルにより1秒間に6コマの高精細画像を配信し、これを受信するユーザに対して課金し、もしくは配信に際して広告主からの収入を得ることにより成立する事業」（以下、「本サービス」という）について、照会者が上記配信に関するソフトウェアを提供する（いわゆるASP事業を行う）こと。

## 3 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠

電気通信役務利用放送法は、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であって、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの」を電気通信役務利用放送であると定義し（法2条1項）、これを受けて「(同)放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない」と定めている（同3条1項）。上記定義に従えば、本サービスは、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」であること及び「その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの」の2つの要件を満たすもので、法3条1項に定める総務大臣の登録が必要なサービスであると見ることもできる。

しかしながら、同法を受けた同法施行規則においては、電気通信役務利用放送として、衛星役務利用放送及び有線役務利用放送しか規定されておらず、携帯電話の役務を利用した放送については何ら規定がない（同規則4条）。とすれば、立法者意思は、携帯電話を利用した映像配信サービスについて法3条の適用を除外するものであると見るべきである。

また、本サービスを利用するには、携帯電話の側でソフトウェアのダウンロードが必要であり、本サービスはチューナーを持った放送受信端末により簡易に受信できるようなものではない。このようなサービスの内容は、「放送」の一般的な概念とはかけ離れたものである。

以上から、本サービスは、上記電気通信役務利用放送には該当せず、本サービスを行うには法3条1項の定める登録を必要としないと考えるものである。